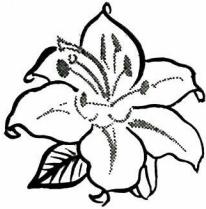




# かわべ 議会報



第 17 号

- 57 · 2 · 10 -

編集 議会報編集委員会

発行 川辺町議会

## — 目 次 —

- 可決した議案 ..... 2 ~ 3
- 国土利用計画 ..... 4 ~ 5
- 委員会審査報告（付託案件） ..... 6
- 請願・陳情 ..... 6

- 議案に対する質疑・応答 ..... 7
- 一般質問 ..... 8 ~ 12
- 議会日誌 ..... 9 ~ 11
- 第4回臨時議会 ..... 12



## “新成人に幸あれ” 新しい公民館で初の成人式

1月15日は成人の日。昨年まで成人式は川辺中学校体育館で行われていましたが、今年は新装成った中央公民館で初の成人式が行われました。

今年は町内から154人（男69人、女85人）の若者が、大人の仲間入りをしました。

# 町計画) を策定

## 状況報告を承認

### 会期日程

12月14日 提案説明  
質疑・応答  
12月15日 休会  
12月16日 一般質問  
討論・採決

▽ 国土利用計画（川辺）

▽ 昭和五十六年度農業共済事業上半期業務状況報告  
昭和五十六年四月一日から九月三十日までの業務状況の報告です。  
九月末現在の農業共済加入農家は、水稻六百二十戸、養蚕三十四戸、畜産一戸です。

▽ 昭和五十六年度水道事業上半期業務状況報告  
昭和五十六年四月一日から九月三十日までの業務状況の報告です。

申込み手数料  
水質検査手数料  
設計審査手数料  
開栓手数料  
私設消火栓使用手数料

五百円  
五百円  
五百円  
三百円  
一百円

この条例の改正により次の手数料は徴収しないことになります。  
た。

▽ 上水道事業給水条例の一部を改正

【歳入】（△は減額、単位千円）  
町税 八一、八八六  
水力発電施設所在市町村交付金  
県支払金 二三、五七七  
国庫支出金 三六、六六八  
財産収入 一二、五一六

▽ 昭和五十六年度水道事業会計補正予算  
使用水量の増加により、当初予定より五百七十万円余の増収となり、このうち受水費用など経費を差し引いた二百二十一万七千円は一般会計へ繰り戻しました。  
これにより収益的収入および支出にそれぞれ三百五万一千円を増額補正し、総額は一億七千五百四万一千円になりました。

昭和五十六年第五回定期会は、十二月十四日から十六日までの三日間、開かれました。  
提出された案件は、条例の改正一件、補正予算一件、業務状況報告一件、議員提出（意見書・要望書）二件、その他二件で、慎重に審議し、いずれも原案どおり可決しました。以下、可決した議案についてお知らせします。

可決した議案

## 一般会計 五千二百一萬二千円を追加補正

### 町計画

国土利用計画法に基づき川辺町計画が新たに策定されました（四ページ参照）。

### ▽ 字の名称の変更

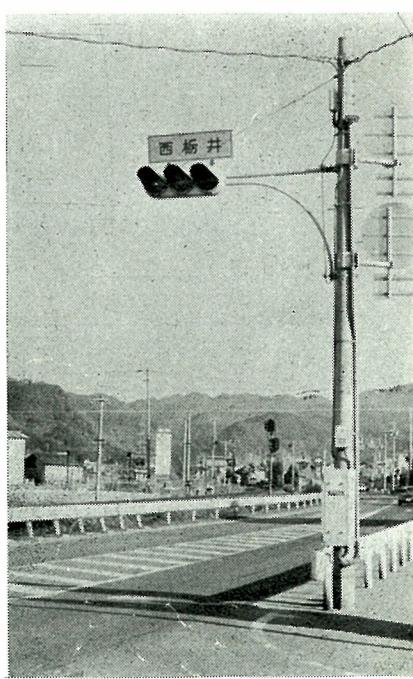
「西柳井」を「西柳井」に変更しました。

### ▽ 昭和五十六年度一般会計補正予算

五千二百一万二千円を増額補正しました。その主なものは中川辺中井地区下水路関係に二千百二万六千円、転作促進対策特別事業補助金一千五百三十九万九千円、複合利用モデル養蚕施設事業補助金三千七十七万二千円です。

これにより昭和五十六年度一般会計の総額は十九億三千二百八十七万一千円になりました。

町債	繰越金
△九二、九五四 一一、一九二 四、二九四	△一五、七〇〇
総務費	民生費
二三、六二五	二二、二四五
衛生費	農林水産業費
△二、〇九三	二〇、三三五
土木費	教育費
一九、三八九	△四、四九七
公債費	△五、九九二



国道の標識に「柳」を使用  
=西柳井で

## 第4回定例会

# 国土利用計画（川辺農業共済道） 農水>上半期業務

## 政府に意見書・県に要望書を提出

十二月十六日（三日目）、議員提案として、「保育行政に対する意見書」と「木曽川右岸用水事業建設費の県負担増額等に関する要望決議」の二件が提出され、いずれも全会一致で可決しました。意見書については、十二月二十六日に内閣総理大臣をはじめ政府関係機関に送付しました。要望書については、十二月十六日に加茂郡内の各町村議会議長が県庁へ出向き、知事に要望書を提出しました。

意見書と要望書の内容は次のとおりです。

### ▽保育行政に対する意見書

さらに、第二次臨時行政調査会の答申は、「保育所の費用徴収基準の負担能力に応じた強化を図る」方針を打ち出し、これに拍車をかけようとしています。

提出者 船戸 進  
賛成者 日下 部信夫  
渡辺 節夫  
佐伯 春雄  
大谷 行雄

今日、社会経済の発展とともに働く婦人が急増しています。

一方、子どもたちを取り巻く家庭や地域の生活環境は大きく変ぼう悪化してきています。

こうした状況のもとで、子どもたちの保育について住民の要求が増大・多様化し、行政による保育体制の一層の充実が望まれています。

### ▽木曽川右岸用水事業建設費の県負担増額等に関する要望決議

の損失をはじめ建設中利息の増加、事業費の増高など農家負担の大額増加の要因となっている。加えて、近年農家をとりまく環境は極度に悪化しており、受益農家は多額な木曽川右岸用水事業建設費負担と関連は場整備事業および用水維持管理費その他農業近代化のための投資による負担が加わり、とうてい農家負担として耐えられない現状である。

提出者 栗山 正一  
賛成者 井戸 徳  
桜井 静香  
若井 道夫

また、財政力の弱い地方自治体においても財政負担が年々増大して、もはや限度に達しています。国はこうした住民と地方自治体の実情を踏まえ、次の事項について抜本的な改善を図られるよう強く要望いたします。

木曽川右岸用水事業は、木曽川水系の豊富な水資源を高度に開発し、利水の合理化を図り、本町をはじめ二市五町約三千五百戸の農地を受益地とする農業用水と合わせて上水道・工業用水など増大する水需要にこたえるため、国における木曽川水系の水資源開発基本計画の一環として昭和四十三年度に着手されたものである。

この事業は、当初昭和四十三年

度着工、昭和四十八年度完成、総事業費約四十七億円の計画であったが、工期において昭和五十七年度完成と大幅に遅延し、総事業費においてはオイルショック・設計変更などにより約二百十七億円と四・六倍強が見込まれている。これらは、行政的対応に起因するものであり、このことが、用水効果

記  
一、基準保育単価を実態に合うものにすること。

二、徴収基準の階層区分定義を改正するとともに、徴収金基準額を引き下げ国庫負担率を高めるこ

と。  
（提出先）内閣総理大臣、厚生大臣、大蔵大臣、自治大臣。（大臣、大臣、大臣、大臣）

（提出先）内閣総理大臣、厚生大臣、大蔵大臣、自治大臣。（大臣、大臣、大臣、大臣）

一、木曽川右岸用水事業建設費の県負担額を増額されたい。  
二、建設費農家負担償還年限の延長と水資源開発公団の施設維持管理費の国庫二分の一負担を国に對し要望し実現を図られたい。  
（提出先）県知事

## 国土利用計画

### 昭和65年までの川辺町 国土利用計画を決定



山楠公園山頂の“あづまや”から写す

#### 「明るく、豊かな、住み よい町」づくりを基本 第一、土地の利用に関する基本構想

#### 第一、土地の利用に関する基本構想

#### 二、利用区分別の土地利用の基本 方向

(1) 農用地については、農業經營の安定を図るために、確保を図るとともに、ほ場整備、農業用排水施設の整備等を促進し、その高度利用を図る。

また、農用地の他の用途への転換は、農業以外の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努める。

(2) 森林については、木材生産機能と町土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を發揮し得るよう必要な森林の確保を図る。

(3) 厚生福祉施設等の公共施設の用地については、町民生活上の重要性にかんがみ、行政需要の増大と多様化に対応しつつ、環境

町土の利用は、土地が現在および将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活および生産のための共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ恵まれた自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図り、「明るく、豊かな、住みよい町」づくりを基本理念として計画

的に行わなければならない。

町土の利用を計画するに当たっては、町における経済、社会活動の変動に適切に対処するとともに、町土の約七割を占める森林が、町土保全、自然環境の保全等の公益的機能を發揮し、町民生活に寄与しているので積極的にその保全を図ることに留意しなければならない。このような土地利用の方向に立脚して限られた面積の町土の適切な土地利用を図るために、公害の防止、自然環境の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配意し、次の利用区分別の土地利用の基本方向に沿つて計画的な調整を行う。

**二、利用区分別の土地利用の基本  
方向**

(1) 農用地については、農業經營の安定を図るために、確保を図るとともに、ほ場整備、農業用排水施設の整備等を促進し、その高度利用を図る。

(2) 森林については、農林業の生産性向上および農林地の適切な管理を図るために、必要な用地の確保を図る。

(3) 住宅地については、人口の増加、世帯構成の変化等に対応しつつ、望ましい居住水準の確保を目指し、生活関連施設の整備を進めながら必要な用地の確保を図る。

(4) 工場用地については、町民所得の向上と就労機会の増大を図るため、環境の保全に配意して工場の誘致に必要な用地の確保をする。

(5) 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と普通世帯数については、昭和六十五年においてそれがそれ一万一千五百人、二千九百人とし、基準年次は昭和五十年とする。

(6) 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と普通世帯数については、昭和六十五年においてそれがそれ一万一千五百人、二千九百人とし、基準年次は昭和五十年とする。

(7) 以上のほか、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設等の公共施設の現況と変化についての調査に基づき、将来人口を前提として利用区分別に必要な土地面積を予測

ては、地域森林計画に基づき人工造林を積極的に進め、森林機能の高度化に努める。

また、必要な土地需要への転換については、環境の保全、周辺の土地利用の状況に十分配意しつつ総合的な調整を図る。

(3) 水面、河川、水路については、自然環境の保全に配意して、河川のはんらんの恐れる地域における安全性の確保と農業用排水路の整備に必要な用地の確保を図る。

(4) 道路については、土地の有効利用と良好な生活基盤の整備を進めため、環境の保全に配意して国道、県道および町道の整備に必要な用地の確保を図る。

(5) 農林道については、農林業の生産性向上および農林地の適切な管理を図るために、必要な用地の確保を図る。

(6) 保育園、砂防指定地等の防災上の機能を有する用地については、計画的な保全、確保を図る。

(7) 国定公園等の自然を保護および利用するための用地については、優れた風致景観を確保するため、特に配慮が必要な用地の計画的な保全、確保を図る。

(8) 保安林、砂防指定地等の防災上の機能を有する用地については、計画的な保全、確保を図る。

(9) 地域森林計画に基づき人工造林を積極的に進め、森林機能の高度化に努める。

また、必要な土地需要への転換については、環境の保全、周辺の土地利用の状況に十分配意しつつ総合的な調整を図る。

#### 昭和六十五年までに 人口一万一千五百人 世帯二千九百戸

#### 第二、町土の利用区分に応じた 区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要

#### 第二、町土の利用区分に応じた 区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要

し、町土利用の実態との調整を行  
い定めるものとする。

## 二、地域別の概要

(1) 地域の区分は、次のとおり川  
辺地域、上米田地域、下麻生地域  
の三区分とする。

川辺地域——上川辺、石神、中  
川辺、西橋井、下川

辺、鹿塙

上米田地域——下飯田、福島、  
比久見、下吉田

下麻生地域——下麻生

(2) 計画の目標年次、基準年次、  
土地利用区分ごとの規模の目標を  
定める方法は、第二の一に準ずる  
ものとする。

計画の基礎的な前提となる昭和  
六十五年における人口はおよそ次  
のとおりとする。

川辺地域——七千六百人

上米田地域——二千八百人

下麻生地域——千百人

(3) 昭和六十五年における町土の  
利用区分ごとの規模の目標の地域  
別の概要是、次のとおりである。

ア、農用地については、川辺地  
域での国道バイパス建設、住宅  
地および公共施設用地への転  
換、上米田地域での主要地方道  
の整備、全地域でのほ場整備に  
伴なう農道および農業用排水  
路の整備等により七十一ヶ所ほど  
の減少が予測され農用地は四百  
四ヶ所となる。

イ、森林については、川辺地域  
での国道整備、上米田地域での  
森林は二百四十三ヶ所となる。

主要地方道および林道の整備、  
川辺地域および上米田地域での  
工場用地への転換等により四十  
ヶ所ほど減少し、森林は二千八百  
七十七ヶ所となる。

## 土地の利用は 総合的・計画的に ために必要な措置の概要

### 第三、第二に掲げる事項を達成する 一、国土利用計画法等の適切な運 用

(1) 土地利用に関しては、この計  
画を基本とし、かつ県土地利用基  
本計画および総合開発計画（基本  
構想）に即して、適正、合理的な  
土地利用が図られるよう中部圏開  
発整備法、都市計画法、農業振興  
地域の整備に関する法律、森林  
法、自然公園法、県自然環境保全  
条例、その他の土地利用に関する  
個別の土地利用関係法令の適正な  
運用により、土地利用相互の調整  
を行い、総合的、かつ計画的な土  
地利用を推進する。

(2) 国土利用計画法に基づく土地  
取引規制の適切な運用により、投  
機的取引の排除および地価の高騰  
の抑制を図る。

二、地域整備施策の推進

地域の均衡ある発展を推進する  
ため、それぞれの地域の自然的、  
社会的、経済的および文化的条件  
を生かしつつ総合的な環境の整備  
を図る。

本町は、今後とも人口の増加が  
継続すると予測されるので、土地  
を図る。

### 四、土地利用転換の適正化と土地 の有効利用の促進

(1) 農用地の利用転換について  
は、食糧生産の確保、農業経営の

の有効利用を促進するための道路  
等交通網の整備、生活環境施設、  
社会福祉施設、教育施設の整備、  
農林業基盤の整備等を積極的に推  
進するとともに、工業導入、観光  
開発等の施策を推進する。

(2) 森林の利用転換については、  
木材生産機能および公益的機能の  
増進、環境の保全、災害の防止等  
に配意し、周辺の土地利用との調  
整を図りつつ行うものとする。  
木の保安林については、公益的機能  
の維持増進を図るため、他の用途  
への転換は行わないものとする。  
また、林道の整備等により生産  
基盤の充実を図るとともに、人工  
林の拡大を図り、森林機能の増進  
に努める。

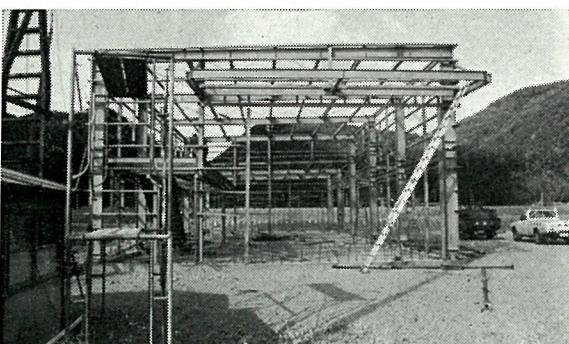
(3) 住宅地については、良好な居  
住環境と望ましい居住水準の確保  
を目標に環境の保全等に配意し、  
計画的に必要な用地の確保を図  
る。

(4) 工場用地については、自然環  
境および地域社会との調和、公害  
の防止等に配意し、計画的に工場  
立地を図る。

(5) 公共施設用地、レクリエーシ  
ョン施設用地については、今後の  
需要に対応して、各地域の実態に  
即応した配置と必要な用地の確保  
を図る。

### 五、町土に関する調査の推進

町土の適正な土地利用を図るた  
め、必要に応じて町土に関する基  
礎的な調査を推進する。



町農協農機格納施設および集出荷場建設現場  
中川辺大北で

## 案付 委員会審査報告

九月定例会で厚生経済委員会に審査が付託されていた、「川辺町農協農機格納施設および集出荷場建設に対する補助についての嘆願書」の審査結果が、十四日（一回目）の本会議で報告され、委員会報告どおり採択されました。

委員会報告は次のとおりです。

昭和五十六年九月三十日第三回  
定例会において、審査の付託を受けた陳情案件について、審査を終了したので、会議規則第五八条の規定により報告する。

（審査事項）

（三）農協は今回の導入を契機として、この事業の発展に努力すること。  
◎農機格納庫および集出荷場新設事業に対する助成について  
町長が提示した額（三百六十万円）を助成することを妥当と認め  
る。

◎農機格納庫および集出荷場建設用地購入費に対する助成について  
助成しない。

（四）農機格納庫および集出荷場新設事業に対する助成としては、行政上の責任をもっており、この際応分の財政援助は必要と思われる。この種の財政援助としては、商工会の青年婦人研修センター建設に対する補助の例もあるので、国庫補助額を控除した事業費の二〇%に相当する額の助成が至当と思われる。

（審査経過）  
本委員会は十月十四日および十一月十三日会議を開き、前記嘆願書について審査した。審査は嘆願書の内容について質疑し、町長の考え方をただしたのち、町長が提示した案について委員の意見をまとめ、全員一致で審査結果のとおり結論を得た。

## 請願・陳情



十二月定例会までに受理した  
請願書、陳情書、要望書は次の  
とおりです。

一、道路の拡幅改良について  
の陳情書

西橋井区長 堀江 辰由  
外六人

二、日本農業再建・食糧自給  
率向上のための食管制度拡充を  
求める請願書

一、陳情書は土木委員会に、  
二、請願書は厚生経済委員会に、  
三、要望書は総務文教委員にそ  
れぞれ付託し、審査することに  
なりました。

（審査結果）  
◎野菜集団产地育成事業に対する助成について  
この事業推進のため農協が購入するスプリンクラー十基および里芋除根毛機五基の購入費百七十五万四千円のうち国庫補助額を控除した額の二分の一を町において助成するのが妥当と認める。ただし、次の条件を付す。  
(一)この事業に対する補助は今回限りとする。  
(二)適正な使用料を徴収し、維持管理を行なうこと。

（審査結果）  
◎野菜集団产地育成事業に対する助成について  
野菜集団产地育成事業に対する助成について  
野菜集団产地として指定を受け、国庫補助もされており、今後事業を助長するうえで必要と認め、国庫補助残額を町と農協で負担することとする。なお、ただし書きに条件を付したのは、次の理由による。  
○この事業に対する補助は今回限りとすることについて  
今回の助成は育成事業として奨励的見地から、当面必要な台数について行うものであり、基本的には事業者で整備すべきものであるため。

（審査結果）  
◎適正な使用料を徴収し、維持管理を行うことについて  
公平な利用と機器の効率的運用を図るとともに消耗による更改を含め、維持管理に万全を期するため。

（審査結果）  
◎農機格納庫および集出荷場新設事業に対する助成について

現在農協は施設が狭いため、先に転作促進対策特別事業および麦・大豆等生産振興対策事業により導入した大型農業機械の保管と、農産物の集出荷に苦慮している。このため農協は既に用地買収交渉をまとめ、建設に意欲的に取り組んでいる。町としても転作事業推進に当たっては、行政上の責任をもっており、この際応分の財政援助は必要と思われる。

この種の財政援助としては、商工会の青年婦人研修センター建設に対する補助の例もあるので、国庫補助額を控除した事業費の二〇%に相当する額の助成が至当と思われる。

（審査結果）  
本委員会は十月十四日および十一月十三日会議を開き、前記嘆願書について審査した。審査は嘆願書の内容について質疑し、町長の考え方をただしたのち、町長が提示した案について委員の意見をまとめ、全員一致で審査結果のとおり結論を得た。

（審査結果）  
本委員会は十月十四日および十一月十三日会議を開き、前記嘆願書について質疑し、町長の考え方をただしたのち、町長が提示した案について委員の意見をまとめ、全員一致で審査結果のとおり結論を得た。

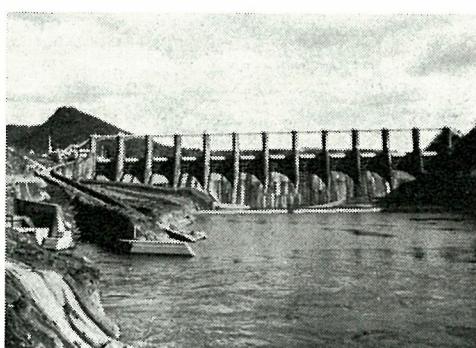
# 議案に対する質疑・応答

十二月十四日（一日目）議案に対する質疑を行いました。なお、ここに掲載しました質問および執行部の答弁は、紙面の都合により要約しております。また、今回から質問議員の氏名を掲載することになりました。

## ◎国土利用計画

（川辺町計画）

## ◎昭和五十六年度 一般会計補正予算



川辺ダム

西柄井で

問（船戸進議員） 川辺町計画を定める場合には、あらかじめ公聴会などを開催し、町民の意向を十分反映させるための必要な措置を講ずることになっているがこの点についてどうか。

答（総務課長） 各課長に意見を求めるとともに、町民生活意識調査を参考に計画を策定したもので公聴会は開催していません。

問（船戸進議員） この計画は、国・県の計画に沿ったもので、しかも町の基本構想に合致したものでなければならないがどうか。

問（船戸進議員） この計画は、昭和57年2月10日発行

設所在市町村交付金が県補助金として五百二十九万四千円計上されているが、この算出方法をお尋ねする。

答（総務課長） 川辺発電所の発電量十一万一千四百七十六メガワット時に、○・○五円を掛けた九五%ということで算出されています。

ただし、発電量があるからといってそのまま交付されるのではないか、それに応じた道路、下水などの事業をやらなければならないことになっています。

問（船戸進議員） 当初、水力発電施設所在市町村交付金であったのが水力発電施設周辺地域交付金（県補助金）となつて、適当にさじ加減できるようになつたと思われるが、本来そういう形で市町村側が要求していたものではなかつた。

答（企画室長） この計画は、国土利用計画法に基づき町の基本構想を受けたものです。

問（船戸進議員） この計画は、昭和57年2月10日発行

問（船戸進議員） 公民館費で工事請負費が五百一十万四千円、備品購入費が四百五十万円減額されているが、これは不用額か、変更によるものか。

答（教育長） 工事請負費は不

ます。

問（船戸進議員） 中央公民館建設事業厚生福祉施設整備事業債が、千三百二十万円減額されるのはどうしてか。

答（総務課長） 単価アップにより補助金が増えたため、予定していた起債がいらなくなつたということです。

問（船戸進議員） 民生費寄付金五十万円は、いったん社会福祉協議会に補助金として出して、それを同協議会において町立保育園も含めた各保育園へ児童数の割合で交付するという形をとるのはどうしてか。

また、この補助金は三年を限度とするということだが、三年で発電所がなくなるわけでもないがどのように考えているか。

答（助役） この交付金の発想は、現在新しく発電所が造られる市町村では電源振興ということで多額のお金をもらい有利な状態にありますが、発電所を建設して十五年以上経過した市町村はなんら恩恵を受けていないので、こうして矛盾を解消してほしいというところから出たものです。そこで発電所在市町村が全国的な運動を展開し、三十五億円を獲得しましたが、これの配分の段階で名称が変わったということです。

答（船戸進議員） この補正により、四億四百四十万一千円になります。

問（船戸進議員） 公民館費で工事請負費が五百一十万四千円、備品購入費が四百五十万円減額されているが、これは不用額か、変更によるものか。

答（教育長） 工事請負費は不

ます。

問（桜井道夫議員） 法人税が六千万円増額になっているが、その内容を教えてもらいたい。

答（税務課長） 主なものとして電力会社が二千五百十八万七千円、製紙会社が二千一百十三万九千円確定しています。

問（桜井道夫議員） 教育費で、ゼロックス印刷代が五ヵ月分計上されているがどうしてか、もう少し考えて書いてもらいたい。

答（教育長） ゼロックスの費用が約十万円不足するということだったので、単純に印刷単価で逆算したためで、今後は十分注意します。

問（桜井道夫議員） 法人税が六千万円増額になっているが、その内容を教えてもらいたい。

答（税務課長） 主なものとして電力会社が二千五百十八万七千円、製紙会社が二千一百十三万九千円確定しています。

問（桜井道夫議員） 教育費で、ゼロックス印刷代が五ヵ月分計上されているがどうしてか、もう少し考えて書いてもらいたい。

答（教育長） ゼロックスの費用が約十万円不足するということだったので、単純に印刷単価で逆算したためで、今後は十分注意します。



第四回定期会の一般質問は、十六日（三日目）に行われました。質問には六人の議員が立ち、当面する町政の諸問題について執行部の意見をいたしました。なお、ここに掲載しました質問および執行部側の答弁の内容については、紙面の都合により要約してあります。また、今回から質問議員の氏名を掲載することになりました。

## 公民館問題

一月から公民館に勤務させ、管理の助手にしていただきたい。

教育長兼任の館長では公民館活動に支障しないか

問（栗山正一議員） 待望の中央公民館が完成し、公民館活動が活発になるが、教育長が兼任する館長制度では運営が困難ではないか。独自の考え方で効果的な運営を図ることについてどのように考へているか。

新庁舎が出来るまで現体制で

答（町長） 現在教育委員会が中央公民館に事務局を置き管理しているので、教育長が館長を兼務している。新庁舎ができるまではこの体制でいきたい。なお、水道課勤務の嘱託員（小沢昆八氏）を

一日も早く専任館長を置き教育長は本来の職務遂行を

問（船戸進議員） いつ日程にのぼるかわからん庁舎建設までと

いうと、相当長い期間兼任されることになり、それでは公民館活動自体も、教育長本来の仕事も不十分になる。公民館活動がこれから根づこうとする大事な時期であるので、一日も早く専任の館長を置くべきではないか。

上米田支所を改築し  
地区公民館にしてはどうか

答（教育長） 認定基準としての第一点は、公民館が主催するもの、もしくは公民館が他団体と共に催するもの。

第二点は、公民館が他団体と共に催するものを後援する事業。

第三点は、公民館が指導、助言をする事業。

以上を、公民館事業と考えています。

ではお答えできないが、公民館を充実するという将来的な展望の中で、実現に努力したいと思います。

近く供用開始できる  
空地はコートと駐車場

コミニティーセンターの運営・名称・空地利用は

問（船戸進議員） 上川辺（分校跡地）のコミニティーセンターは完成したと聞くが、まだ管理

運営規定ができていないといふ、これからどう進めていくのか。

思ふが、どのようにお考えか。

答（教育長） 本体工事が終わりましたので、付帯設備等を再点検整備して供用開始したい。

運営規則は準備している。

名称は、建物の補助金が公民館補助金ではないので、コミニティーセンターという言い方をして、これからどう進めていくのか。

周辺空地はコートや駐車場として利用できるよう考えていて、まだ庭に樹木などを植栽するまで

名称についてどのように考えて

いるのか。この建物ができた由来

通りであるが、ご質問のように教育委員会の本来の使命が達成できなくてはいけないので、今後も十分検討していただきたい。

## 公民館活動の認定基準は

問（船戸進議員） 公民館活動として認定する基準についてお尋ねする。

まだ建物周辺は未整備で

あるが、私は建物の南側に木などを植え

て庭とし、東側広場は子ども遊び場にする予定



上川辺分校跡地に昭和56年11月末にコミュニケーションセンターが完成

には至っていない。

講じ、いかにして健全育成の効果を上げようとしているかお尋ねする。



現在の「青年協議会」は「地域活動が中心」  
(55年11月に国道沿いのあきかん拾い)

## 青少年育成問題

### 青少年健全育成と 不良化防止対策は

問（栗山正一議員） 川辺町は現在、青少年健全育成町民会議も宣言し、青少年育成町民会議も不良化防止について協議されているが、その矢先に、町内においていろいろと不良化問題をしまだに聞かれており、どのような問題を処理されているか。

答（教育長） 青少年健全育成について鋭意努力しているが、極めて残念ですが、今年度も非行少年が出ています。町民会議の構成をさらに広げ多くの町民の方に参加していただこうにし、その中で主として次のような点を考えてこの問題に取り組んでいます。

第五点 学校と家庭の連絡を強化することによって、親と学校とが相互に子どもを育て合うという思向のもとに、健全育成に向って努力する。

第六点 地域の連帯感覚を養うため、地域ミニ集会を各地区で開催し、地域ぐるみで青少年の健全育成を図り、併せて地域の教育環境の浄化に努力する。

また、町民会議の中の部会の意見により通報・通告制度が作られています。これは通報・通告によって、非行を早期に発見し、追放するためばかりでなく、善行も同時に通報してもらつて健全育成に役立てようといふものです。

なお、これらの努力が目に見えない効果があがっているとは言えないと実情ですので、今後とも町民各位のご協力のなかで、これらの問題も含めて真正面から取り組んでいきたいと考えています。

青年団の活動を従来のように、地域活動に主眼を置くのか、それとも文化サークル系の活動に切り替えるのかが一つの課題になっています。また現在、青年団の事務所が旧下麻生小学校に置かれてい

### 青少年育成町民会議 を中心に、地域ぐるみの取り組みが必要

第一点、広報・啓発活動を推進し、理解を深め、恒常的な運動を推進する。

第二点、家庭教育を改善し充実する。そのため各学校に家庭教育学級を設置し、努力する。

第三点、学校内における指導体制の充実を図る。そのため各学校に設置している生徒指導主事や生活指導主事等について一層充実を図る。

問（桜井道夫議員） 現在、町青年協議会の会員数は何人か。また、近隣市町村の状況はどうか。

当町の青年団の育成と加入促進、それに対する指導についての考え方をお尋ねする。

### 活動目標検討の時期 十分協議して進める

答（教育長） 当町の会員数は十四人です。近隣市町村の状況は、美濃加茂市百五十人、坂祝町三十三人、富加町十二人、七宗町四十五人、白川町百四十六人、東白川村四十六人、八百津町百人、可児町七十六人、御嵩町六十六人、兼山町十七人という構成になっています。

青年団の強化育成は、青少年の健全育成の一環として大切な要素であると考えています。

現在、青年団では「一人で二人を」という形で団員の加入を進めていますが、極めて加入者が少ないのが現状です。

青年団の活動を従来のように、地域活動に主眼を置くのか、それとも文化サークル系の活動に切り替えるのかが一つの課題になっています。また現在、青年団の事務所が旧下麻生小学校に置かれています。また現在、青年団の事務所が旧下麻生小学校に置かれています。

### 青年団の加入促進と 育成・指導は



		議会日誌	
11月29日	11月25～27日	11月15日	11月11日
12月2日	11月17日	11月13日	11月12日
	議会報編集委員会開催、十六号について協議。	郡消防連合演習に総務委員長出席（七宗町）。総務文教委員会協議会開催、諸事業の報告を受けた後、町内の学校施設を視察。	木曽川右岸利水事業協議会で先進地視察、副議長出席（長野県山形村）。

問（船戸進議員）昭和五十七年度予算については、本定例会の冒頭に町長から「環境整備、住民福祉対策について現行の制度を維持したい」と表明されたが、その

新年度予算問題

ることも、その位置的な問題として検討しなければならないと考えています。今後、青年団と十分協議して進めていきたいと考えています。

方針には賛成する。  
あらためて予算編成への基本方針  
についてお尋ねする。  
予算編成に際しては、特に福井  
対策に重点を置いていただきた  
い。また、来年度以降の事業とし  
て中学校校舎改築、西小学校屋内  
運動場新築、山楠グランドのナイ  
ター施設などをどのように進め  
のかお尋ねする。

財政事情きびしい  
が福祉を後退させ  
ないつもり

答（町長）　政府案において、  
新年度要求額は原則としてゼロ・  
シーリング（概算要求そのものを  
伸び率原則ゼロで押さえる）の傾

## 五十七年度予算

い。また、来年度以降の事業として中学校校舎改築、西小学校屋内運動場新築、山楠グランドのナイター施設などをどのように進める

財政事情きびしい  
が福祉を後退させ  
ないつもり

答（町長）　政府案において、  
新年度要求額は原則としてゼロ・  
シーリング（概算要求そのものを  
伸び率原則ゼロで押さえる）の傾



## 新設中井道路の下水路工事現場

三由川初で

向であり、新規事業につきましては財政事情が非常に厳しく、不安定なものがあるので、町においては、ハード事業につきまして慎重に対処していくかなければならぬと思っております。

## 入札状況と談合防止対策について

は、ハード事業につきまして慎重に対処していかなければならぬと思っております。

問（船戸進議員）五十六年度の入札状況（種類、業者数）についてお尋ねする。

併せて、最近問題となつてゐる  
談合、また一般競争入札、分割発  
注についてもお考えをお尋ねす  
る。

答（土木界長） 五十六年度の  
談合はないと思つていい  
今後も業者に申し入れる

施工中の側溝工事が  
土木問題

施工中の側溝工事が  
急きよ変更されたの+

問（船戸進議員） 町道一〇号  
線（山川橋—濃飛タイル）の側溝  
工事が、当初の計画から変更され  
た理由はなにか。

地主の了解がも

えなかつた

答（土木課長） 町道一〇号線は昭和五十五年度百五十メートル行い、昭和五十六年度百二十七メートル計画しましたが、着工の段階で（現況は道路ですが）一ヵ所、土地所有者の了解が得られなかつたため変更しました。

全部合計して四十五件、一億二十八万八千円です。なお、極少額の工事についても入っておりまして、土地改良課に關係する農道舗装についても含まれています。

日 期	内 容
12月3日	厚生経済委員会協議会開催、五十六年度一般会計補正予算および水道事業について協議。
12月4日	総務文教委員会協議会開催、五十六年度一般会計補正予算について協議。
12月8日	県道恵那一川辺線および可児ー金山線の改良促進を陳情。議長と土木委員長が上京。
12月10日	木曽川右岸利水事業協議会に議長出席(木曽川右岸用水事務所)。
12月11日	議会運営委員会開催、第四回定例会の運営について協議。
12月14~16日	第四回定例会開催、提出議案十件について審議。
12月15日	消防幹部会に議長出席。
12月25日	可茂衛生施設利用組合、加茂休日急患診療所組合、可茂視聴覚教育事務組合、可茂公設地方卸売市場組合および可茂消防事務組合の議会に議長出席(美濃加茂市役所)。
12月26日	木曾川右岸用水事業建設費の県負担増額等に関する要望決議書を知事に提出(県庁)。
1月4日	郡議長会(可茂総合庁出初式(川辺中)
1月20日	

律で禁止されておりますので、町においては談合されているとは思いませんが、今後においてもそういうことの絶対ないように業者に強く申し入れたいと思つています。

一般競争入札については、自治法で広く誰にでも入札の機会を与えるとうたわれていますが、契約の目的あるいは性質によって一般競争入札に適しないものがありますので、この場合は施行令により指名競争入札によることができるとなっていますので、今後県の指導も得ながら検討していくといいます。

分割発注については、当町的一般的な土木事業の場合、非常に少額な事業が多いのでまだやっておりません。

問（山田昌平議員） 可児一金山線の改良については、昭和五十五年度地元で説明会があり、地元は了解しているが、一向に進展していない。今後の見通しについてお尋ねする。一日も早く実現するよう努力されたい。

五十七度から大幅な予算が、付くと期待している

答（土木課長） 福島地内の事業は確定しており、昨年度と今年

転用決済金は約四千万円

答（土地改良課長） 農用地の

五十七度から大幅な予算が、付くと期待している

問（大谷行雄議員） 五十七年一月一日から、約三十件の農地の転用決済金を徴収すると聞いておりますが、現在の徴収済額はいくらか。

國當分は町負担

答（町長） 木曾川右岸用水については、当初計画時の面積は五百三十二糸、現在、土地改良施工

農地の転用決済金はいくら徴収できたか

十二月八日に県へ陳情に行つたが、来年は三年目になるので大幅な予算が付くものと期待しています。

十二月八日に県へ陳情に行つたが、来年は三年目になるので大幅な予算が付くものと期待しています。

### 右岸用水の分担金 徵収方法は

問（大谷行雄議員） 右岸用水

の総受益面積は、当初五百三十糸申請されており、現在、終了しつつある面積が約三百三十糸と聞いております。残りの二百糸の分担金についてのお考えをお尋ねする。

現在は有名無実

今後十分活用していく

三和線のバスはどうなる  
存続の努力を

り、そういう中で総合計画、基本計画ならびに実施計画等の見直しは当然必要と考えます。今後、開発審議会を十分活用し、実のある委員会として進めていきたいと考えています。

開発審議会の実態と民主的再編について

問（船戸進議員） 町長の諮問機関として設置されている開発審議会の現在の状況についてお尋ねする。

また、委員を増やし民主的なものにする考えはないか。

答（町長） 開発審議会は、過去二回開催したが、現在は有名無実になっています。町の今後の施策について現在の財政事情の中でも厳しいものがあ



可茂消防組合川辺出張所  
＝中川辺で

している面積は三百四十糸です。この用水事業で負担額は、公團施工の国営分につきまして建設費の一九%約三億七千二百万円、県営水路分につきましては建設費の二五%約三億二千百万円と計算されていますが、国営分については全額町が負担することにしていました。県営分についてはまだ決めていません。

当初計画と実際施工した面積の差の負担金が大きいので、これから先、よく検討していく考えであります。

厚生経済委員会開催、十二月定例会で付託された陳情書について審査。

議会報編集委員会開催、十二月定例会で付託された請願書について審査。

議会報編集委員会開催、十七号について協議。

議会

1月21日 一市三町議会議長懇談会（美濃加茂市）。

1月22日 木曽川右岸用水事業特別委員会開催。

名濃バイパス建設促進の陳情。土木委員長が上京。

1月26日 土木委員会開催、十二

月定例会で付託され

た陳情書について審

査。

議会報編集委員会開

催、十七号について協

議。

1月27日 売。

1月28日 上京。

1月29日 木曽川右岸用水事業特別委員会開催。

名濃バイパス建設促進の陳情。土木委員長が上京。

1月30日 土木委員会開催、十二

月定例会で付託され

た陳情書について審

査。

議会報編集委員会開

催、十七号について協

議。

1月31日 売。

1月32日 上京。

1月33日 木曽川右岸用水事業特別委員会開催。

名濃バイパス建設促進の陳情。土木委員長が上京。

1月34日 土木委員会開催、十二

月定例会で付託され

た陳情書について審

査。

議会報編集委員会開

催、十七号について協

議。

をお尋ねする。

### 美濃加茂市と連携

して進める

答（企画室長）名鉄として  
は、過去十一年間に多大な赤字を  
出しているので本来ならこの路線  
を廃止したいのが本音のようす  
が、公共の足ということで簡単に  
は廃止できないと考えているよう  
です。

名鉄は一宮に、東鉄は美濃加茂  
市にそれぞれ営業所があり、東鉄  
に運行を移譲すればその運送経費  
が少くなくなるという考え方も  
となっており、東鉄において生  
ずる赤字分を要求してきています。  
また、美濃加茂市は単独補助を  
考えているようですが、いずれに  
しても美濃加茂市と連携を取りな  
がら最低の線を探しつつ協議を進  
めていきます。

### 消防署との連絡体制に 工夫を

問（船戸進議員）消防の連絡  
体制については、緊急を要する場  
合が多いので、簡単でしかも確実  
に連絡できる設備が必要である  
が、対策についてお尋ねする。

### 現在研究中

答（総務課長）現在の緊急運  
用できることについては、公用であ  
るのであいている時は当然使用し  
ていただく考えですが、路線バス  
を使用できる時は路線バスでお願  
いしたい。

絡はサインを使用し、補助とし  
て有線電話を使用しています。サ  
イレンでは、災害箇所について連  
絡できないので、消防団とともに連  
絡している段階で、現在のところ  
研究している段階で、現在のところ  
ろ確認の結論まで出ていません。

て有線電話を使用しています。サ  
イレンでは、災害箇所について連  
絡できないので、消防団とともに連  
絡している段階で、現在のところ  
ろ確認の結論まで出ていません。

### 保育研究会に町のマイクロバスを

問（船戸進議員）町のマイク  
ロバスの運用実態についてお尋ね  
する。  
また郡内の保育園が二カ月に一  
回行う保育研究会に、マイクロバ  
スを使用することはできないかお  
尋ねする。

### 公用であるので 使用できる

答（総務課長）マイクロバス  
の運用状況は、五十五年度七十六  
件、五十六年度現時点六十七件  
です。使用されるのは教育関係が多く  
あります。五十五年度三十六件、五十六年度  
二十六件で、月別みると八月から  
十月が一番多く月十件を越して  
います。

保育研究会にマイクロバスを使  
うことについては、公用であ  
るのであいている時は当然使用し  
ていただく考えですが、路線バス  
を使用できる時は路線バスでお願  
いしたい。

## 第四回臨時議会

開催された、条例の一部改正一件、補正予算四件、その他二件について審議しました。以下、可決した  
議案についてお知らせします。

### 開発総合計画・右岸用水事業問題で 二特別委員会を設置

#### ▽職員の給与に関する条例の一部を改正

人事院の勧告に基づき職員の給  
与を改定するための条例改正で、  
平均上昇率は五・一二%です。

#### ▽昭和五十六年度一般会計補正予算

今回の補正は、職員の給与改定  
に伴うものです。

#### ▽昭和五十六年度国

#### 民健康保険事業特別会計補正予算

上昇を見込んでいましたが、期末  
手当を旧給料額で支給するので、  
若干予算が余りました。

#### ▽昭和五十六年度農業共済事業会計補正予算

余った分は予備費に繰り入れた  
ので、予算総額は変りません。  
【歳出】（△は減額、単位千円）  
緑入金 △一、九二六  
【歳出】（△は減額、単位千円）  
△一、九二六

#### ▽総合開発計画に関する事務の調査およ び対策について

川辺町の総合開発計画について  
調査・研究するため、議会に総合  
開発計画特別委員会を設置しまし  
た。

特別委員会委員は次のとおり。  
委員長 委員副委員長 委員  
委員員員員員員員員  
船佐栗吉田渡辺佐伯春雄大谷行雄  
戸佐伯吉田佐伯春雄大谷行雄  
弘正岩節夫佐伯春雄大谷行雄  
進行一雄泉夫佐伯春雄大谷行雄  
農林水産業費 総務費 民生費 衛生費 土木費  
△三、二七八 一四六 三、九〇九  
▽昭和五十六年度水道事業会計補正予算

収益的収入および支出において  
三百七十九万七千円を減額補正  
し、総額は一億六千七百二十四万  
四千円になりました。

#### ▽木曽川右岸用水事業に関する事務の調査 および対策について

木曽川右岸用水事業負担金等に  
関して調査し、対策について研究  
するため議会に木曽川右岸用水事  
業特別委員会を設置しました。

特別委員会委員は次のとおり。

委員長 桜井道夫

副委員長 井戸古田

委員員員員員員員員

委員員員員員員員

委員員員員員員

委員員員員員員